

海外フランチャイズ情報 《2010年8月号》

No. 044

2010年8月31日

《目次》

- ◆オーストラリアのフランチャイズ法改正：フランチャイジング行動規範修正条項
 - ◆フランチャイズ協会情報
 - ◆フランチャイズ関連イベント開催予定
-

★オーストラリアのフランチャイズ法改正：フランチャイジング行動規範修正条項

2010年6月24日発表
オーストラリア競争・消費者委員会

注意：この修正条項は2010年7月1日以降に締結、更新、譲渡または期間延長されたあらゆるフランチャイズ契約に適用される。

フランチャイジング行動規範はフランチャイジングの当事者の行動を規制するものであり、フランチャイジーになろうとする者が契約前に十分な知識を得ることを保証することを目的としている。この規範は、フランチャイジーとフランチャイザー間で紛争が生じた場合のコスト効率の良い紛争解決方法を定める。

オーストラリア競争・消費者委員会は、フランチャイジング行動規範に基づくそれぞれの権利と義務をフランチャイザーとフランチャイジーに知らせ必要に応じて執行することにより、フランチャイジング行動規範と取引慣行法との整合性を促進している。

議会合同委員会のフランチャイジング行動規範に対する調査と、専門家委員会からのアドバイスを受けて、オーストラリア政府は規範の修正条項を作成した。これは2010年7月1日以降に締結されるフランチャイズ契約に適用される。これはまた、2010年7月1日以降に譲渡、更新、または期間延長されるフランチャイズ契約も含む。この報告書は修正条項の概要を説明する。

1. 開示

フランチャイズの破産

開示書面には、他のビジネスと同様、フランチャイズ（またはフランチャイザー）は破産しうる、そしてフランチャイジーにもその影響が及ぶ可能性があることを盛り込まなければならない。

第三者への支払い

フランチャイザーは、フランチャイザーの認識とコントロールが及ぶ範囲内の、またはフランチャ

イザーが合理的に予測できる、フランチャイジーがフランチャイザー（またはフランチャイザーの共同経営者）以外の者に行うべき支払いすべての細目を開示しなければならない。

これまでは、フランチャイザーは、フランチャイジーがフランチャイザー（またはフランチャイザーの共同経営者）に対して行うべき支払い、または他者のためにフランチャイザー（またはフランチャイザーの共同経営者）がフランチャイジーから回収する支払いの開示のみが義務付けられていた。

著しい資本的支出

フランチャイザーは、フランチャイズ契約、オペレーションマニュアル（またはそれに相当するもの）、またはその他の手段を用いて、フランチャイズ契約締結前にフランチャイザーが開示しなかった予期せざる資本的支出をフランチャイジーが負担することをフランチャイジーに求めるかどうか、を開示しなければならない。

訴訟費用負担の帰属

開示書面には、フランチャイザーは、紛争解決にフランチャイザーが費やした費用（訴訟費用含む）をフランチャイジーに負担してもらうかどうかを盛り込まなければならない。

一方的な契約変更

2011年7月1日、2012年7月1日、2013年7月1日から始まる年度内に締結されたフランチャイズ契約には、フランチャイザーは、2010年7月1日以降フランチャイズ契約を一方的に変更した（訳注：一方的に変更した事実があれば、ということ）状況を開示しなければならない。

2013年7月1日から始まる年度以降に締結されたフランチャイズ契約には、フランチャイザーは、それ以前3年間にフランチャイズ契約を一方的に変更した状況を開示しなければならない。

フランチャイザーはまた、将来一方的にフランチャイズ契約を変更する可能性があればその状況を開示しなければならない。

機密保持

フランチャイザーはフランチャイジーに対して守秘義務を課すかどうかを開示しなければならない。守秘義務を課す場合、義務が及ぶ範囲の細目は以下を含む。

- ・ 調停の結果
- ・ 合意内容
- ・ 知的所有権
- ・ 企業秘密
- ・ 個別契約の特記事項（フィー等）

契約終了にかかわる取り決め

フランチャイザーは、契約終了にかかわる取り決めの細目を開示しなければならない。細目には以下を含む。

- ・ フランチャイジーに更新、延長、もしくはフランチャイズ契約範囲の拡張、または新たなフランチャイズ契約締結を選択する権利があるかどうか。選択できる場合、フランチャイザーが更新、延長、もしくはフランチャイズ契約範囲の拡張、または新たなフランチャイズ契約締結をするかどうか

かを決定する際の手順。

- ・契約終了の際、フランチャイジーに返金される金員があるかどうか。ある場合、それは何か。いかにして決定されるのか。
- ・売れ残り在庫、マーケティングツール、設備その他、フランチャイズ契約締結の際購入した資産にかかわる取り決めの細目。フランチャイザーがそれらの資産を買い取るのかどうか。買い取る場合、価格はいかにして決定されるのか。
- ・フランチャイジーがフランチャイズ契約終了時に営業譲渡をする権利があるかどうか。ある場合、フランチャイザーにそれを拒否する優先権があるか、そして市場価値はいかにして決定されるのか。
- ・契約期間中、契約終了時にかかわる取り決めに決定する際、フランチャイジーによる著しい資本的支出をフランチャイザーが勘案するかどうか。

2011年7月1日、2012年7月1日、2013年7月1日から始まる年度内にフランチャイズ契約を締結した場合、フランチャイザーは、2010年7月1日以降に契約終了時にかかわる取り決めに決定する際フランチャイジーによる著しい資本的支出をフランチャイザーが勘案したかどうかの委細を開示しなければならない。

2013年7月1日から始まる年度以降にフランチャイズ契約を締結した場合、フランチャイザーは、それ以前3年度間の、契約終了時にかかわる取り決めに決定する際フランチャイジーによる著しい資本的支出をフランチャイザーが勘案したかどうかの委細を開示しなければならない。

譲渡または更改

フランチャイザーは、フランチャイズの譲渡または更改時、またはそれ以前に、フランチャイズ契約を修正するまたは修正を求めるかどうか、を開示しなければならない。

2. 用語

「更改」の概念は規範で紹介されている。更改は、フランチャイズが終了し、さらにその終了したフランチャイズと同じ契約条件で譲受人（訳注：ここでいう「譲受人」とは、営業譲渡または更改のいずれかの手段をもってフランチャイズビジネスを獲得しようとするフランチャイジーのことである）と新規フランチャイズ契約を締結することと定義されている。

「職場関係法 1996 (Workplace Relations Act 1996)」（すでに廃案となっている）の独立契約者に関する規定は、「独立契約者法 2006 (Independent Contractors Act 2006)」（訳注：契約を結ぶ個人事業者を保護し、正当な労働形態として個人事業者の労働契約を承認することを目的とする）の関連箇所に継承された。

3. 更新の告知

フランチャイザーは、フランチャイジーに、フランチャイザーの決定によるフランチャイズ契約終了の少なくとも6カ月前までには以下を告知しなければならない。

- ・契約を更新するかどうか
- ・新しい契約を締結するかどうか

フランチャイズ契約が6カ月未満の場合は、フランチャイザーは、契約期間終了の少なくとも1カ

月前までにフランチャイジーに決定事項を告知しなければならない。

4. 信義誠実

フランチャイジング行動規範は、フランチャイズ契約の当事者に適用されるコモン・ロー上のいかなる誠実義務も制約しない。

5. 紛争解決

和解に前向きな姿勢

一方の当事者が調停人に紛争を委託した場合、双方の当事者は調停に参加し、紛争を解決する努力をしなければならない。

以下を含む和解に向けた姿勢をもって紛争の解決を当事者が図る場合、その当事者は紛争解決の努力をしていると認められる。

- ・ 合理的な時点に設定された諸会談に出席・参加すること
- ・ 調停の冒頭で、何を達成しようとするのか自らの意図を明確にすること
- ・ 関係するあらゆる機密保持義務を遵守すること
- ・ フランチャイズシステムの風評を損なわないこと（劣悪な商品やサービスを提供する等）

調停費用

紛争にかかわる当事者は、双方による別段の合意がない限り、等しく調停費用の支払い責任を負う。

調停費用は以下を含む。

- ・ 調停人にかかる費用
- ・ 部屋の賃料
- ・ 両当事者が合意した、調停に必要なあらゆる追加作業にかかる費用（専門家報告書を含む）

※出典

Australian Competition & Consumer Commission, “Overview of the Franchising Code of Conduct”

<http://www.accc.gov.au/content/item.phtml?itemId=816050&nodeId=3556d7aa89af94d308481c33391fc565&fn=Overview%20of%20the%20franchising%20code%20of%20conduct.pdf>

(accessed 2010-08-27)

※当局発表の公式サイト（改正部分のみ）は下記を参照してください。

Attorney General’s Department, Australian Government, “Trade Practices (Industry Codes – Franchising) Amendment Regulations 2010 (No. 1)”

[http://www.comlaw.gov.au/ComLaw/legislation/LegislativeInstrument1.nsf/0/25350A6CD8B884CCA257737001BA14D/\\$file/0705101B100526EV.pdf](http://www.comlaw.gov.au/ComLaw/legislation/LegislativeInstrument1.nsf/0/25350A6CD8B884CCA257737001BA14D/$file/0705101B100526EV.pdf) (accessed 2010-08-27)

★ I F A (米国フランチャイズ協会) 情報

● 新興市場が Yum!ブランドをトップに押し上げ（7月14日）

Yum!ブランドは110カ国に37,000店舗を擁する世界最大のレストランチェーン。新興市場、特に中国において記録的な成功を収め、昨年の営業利益の33%は中国で上げたもの。最近他のファストフードチェーン（マクドナルド等）も進出。

● IFAのCEO、中小企業局にローン内容の変更を要請（7月20日）

IFAのステファン・J・カルデイラ社長兼CEOは、中小企業への融資限度額が引き上げられれば、中小企業オーナーが事業に着手し成長させるのに役立つと語った。「中小企業局によるローンプログラムが少し変わるだけで、巨大な経済的見返りがあるだろう」と。

● コンビニエンスフードが熱を帯びる（7月23日）

パッケージファクトの調査によると、2009年、生鮮コンビニエンスフード市場は5%上昇した。生鮮コンビニエンスフードは、すぐに食べられる状態になっている食品またはほとんど手をかけずに食べられる食品と定義される。ほとんどの生鮮コンビニエンスフードはスーパーマーケットで販売され、大規模小売店や量販店がそれに続く、と。

● オーナーの事業拡大志向からフランチャイズが成長（8月9日）

賃料が低水準にとどまっていること、フランチャイザーが解雇された会社員を熱心なフランチャイジー候補と目していることから、フランチャイズを視野に入れる小規模企業のオーナー数は増加している。フランチャイジーになると資金繰りに苦勞する可能性もあるが、経営者は、フランチャイジングは多額の費用をかけずに事業を拡大する良い方法と考えている。IFAは、フランチャイズによる店舗数は2010年には90万に達するだろうと予測している。

★CCFA(中国連鎖経営協会)情報

● ホテルの新ブランドが香港進出（7月27日）

シャングリ・ラ・ホテルズ&リゾーツは、2010年8月1日、香港で初めてトレーダースホテルを開業する。

● アメリカのファストフード最大手、中国の人件費増を注視（7月27日）

アメリカのファストフード最大手Yum!ブランドは、2010年下半期中国での人件費および商品原価は上昇傾向にあると発表。

同社の上級管理者によると、2010年上半期同社の人件費は1,200USドル増加した。さらに下半期も3,200USドル増加する見通し。

● 伸び悩むソーシャル・ネットワーキング・サイト（8月6日）

市場調査会社のアナリシス・インターナショナルは、2009年中国におけるソーシャル・ネットワーキング・サイト（SNS）の伸び率は2008年よりさらに低下している、と発表。

● 北京で電子商取引委員会が設立（8月17日）

資源の共有と業界自主規制を促進するため、また、不健全な競争慣行を退けるため、北京電子商

取引産業協力委員会が設立された。

★各国フランチャイズ関連イベント開催予定(2010年9月～) ※協会主催、民間主催含む

◆アジア・オセアニア◆

- | | | |
|-------------------------|---------------|---------------|
| ▶国際特許加盟展覧会 | 2010/09/10-12 | 中国・上海 |
| ▶フランチャイズ・エキスポ | 2010/09/11-12 | オーストラリア・ブリスベン |
| ▶インターナショナル・フランチャイズ・エキスポ | 2010/10/14-16 | 韓国・ソウル |
| ▶フランチャイズ・ライセンシング・アジア | 2010/10/21-23 | シンガポール |

◆欧州◆

- | | | |
|------------------------|---------------|-------------|
| ▶ナショナル・フランチャイズ・エキシビション | 2010/10/01-02 | イギリス・バーミンガム |
|------------------------|---------------|-------------|

◆中東◆

- | | | |
|----------------------------|------------------|-------------|
| ▶インターナショナル・フランチャイズ・エキシビション | 2010/09/30-10/03 | トルコ・イスタンブール |
|----------------------------|------------------|-------------|

※開催日等は変更される場合がございます。